

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第84条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、」を加え、「、12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第93条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第115条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。第123条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」

に改める。

第137条を次のように改める。

第137条 削除

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第178条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第182条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9節 複合型サービス」を「第9節 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この節において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第202条第1項及び第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第8条第5項中「第4項まで」を「第3項まで及び第5項」に、「前各項」を「第1項から第3項まで及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第9条第1項中「第46条第6項第2号」及び「第46条第6項第3号」を「第46条第6項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第46条第6項第4号」を「第46条第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第46条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第46条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第47条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第49条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、」を加え、「、12人」を「12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第65条中「第46条第6項各号」を「第46条第6項」に改める。

第67条中「第32条から第39条まで」を「第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）、「第39条」に改める。

第68条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第72条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第76条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第88条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、「第39条」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項及び第7項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

（金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

（金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第45条第11項中「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削り、同条第12項中「若しくは指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）」を削り、同条第14項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」の次に「、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「第84条又は」を「第84条若しくは第193条又は」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附則第4条中「精神病床（」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

（金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第10条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第16条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければ

ならない。

第32条第2項第1号中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改め、同項第2号エ中「第16条第13号」を「第16条第14号」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第11条 金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第12条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第31条第2項第1号中「第34条第13号」を「第34条第14号」に改め、同項第2号エ中「第34条第14号」を「第34条第15号」に改め、同号オ中「第34条第15号」を「第34条第16号」に改める。

第34条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画(金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第78条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第34条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則

第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第1条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第44条第3項並びに第46条第2項の規定
- (2) 第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。)第5条から第48条までの規定
- (3) 第3条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。)第7条第2項の規定

第3条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第6条第2項及び第5項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項	指定訪問介護事業者(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業
第6条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者

	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

2 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第44条第3項及び第46条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第44条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第46条第2項	基準該当訪問介護の事業	第44条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第46条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 旧指定居宅サービス等基準条例第101条第1項第3号及び第8項、第103条第5項、第133条第1項第3号及び第7項並びに第135条第5項の規定
- (2) 旧介護予防サービス等基準条例第9条から第15条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第16条（第109条において準用する場合に限る。）、第17条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第18条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第20条（第109条及び第117条において準

用する場合に限る。)、第22条(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第24条(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第25条(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第31条から第34条まで(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第35条第1項から第4項まで(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第35条第5項及び第6項(第109条において準用する場合に限る。)、第36条から第38条まで(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第40条(第109条及び第117条において準用する場合に限る。)、第98条から第117条まで、第167条、第168条第4項、第171条第1項及び第172条の規定

(3) 旧地域密着型サービス基準条例第153条第13項の規定

(4) 第8条の規定による改正前の金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第12項の規定

第5条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第8項並びに第101条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第99条第1項 第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第99条第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第101条第5項	指定通所介護事業者	第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者

指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

2 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第114条第1項第3号及び第7項並びに第116条第5項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第114条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第114条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第6項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第116条第5項	基準該当通所介護の事業	第114条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第234条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 新介護予防サービス等基準条例第234条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するた

めの関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「、指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。））」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

旧金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第22号

旧金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第101条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第107条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第107条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第109条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第117条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に改め、「、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「及び第5項」を「及び第6項」に改め、同項の表中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

附則第4条第2号中「第36条から第38条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）」を「第36条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第38条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）」に改める。

附則第5条第1項中「第101条第5項」を「第101条第6項」に改める。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第23号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第14項」を「同条第12項」に、「同条第18項」を「同条第16項」に、「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第6条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「27,264円」を「33,912円」に改め、同条第2号中「30,672円」を「48,984円」に改め、同条第3号から第6号までを次のように改める。

- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,752円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,056円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 75,360円

(6) 次のいずれかに該当する者 86,664円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

第6条第7号中「78,384円」を「94,200円」に改め、同号ア中「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,250,000円」を「が1,900,000円」に改め、同号イ中「（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第8号中「85,200円」を「105,504円」に改め、同号ア中「1,250,000円以上2,000,000円」を「2,900,000円」に改め、同条第9号中「102,240円」を「113,040円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上」を削り、同条第10号中「119,280円」を「131,880円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上」を削り、同条第11号中「136,320円」を「150,720円」に改める。

第8条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ又は第6条第3号イ、第5号イ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第6条第6号イ」に、「第4号まで又は第6条第3号、第5号若しくは第7号」を「第5号まで又は第6条第6号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置）

第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号の改正規定（「同条第23項」を「同条第24項」に、「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び第8条の規定は、平成27年度分からの保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第24号

金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例

金沢市保健審議会設置条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金沢市保健医療審議会設置条例

第1条中「金沢市保健審議会」を「金沢市保健医療審議会」に改める。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 居宅等における医療に関する事項

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市保健審議会設置条例の規定に基づく委員である者は、当該委員の任期が満了するまでの間は、改正後の金沢市保健医療審議会設置条例の規定に基づく金沢市保健医療審議会の委員とみなす。

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第25号

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

金沢市食品衛生法施行条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては別表第1、危害分析・重要管理点方式を用いない場合にあっては別表第2」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第4条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

1 食品取扱施設等における衛生管理

(1) 一般事項

- ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- イ 施設、設備及び機械・器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じて、手順書を作成すること。
- ウ 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

- ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、衛生上支障が生じないように維持すること。
- イ 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品等を置かないこと。
- ウ 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- エ 作業場の採光、照明、換気及び通風を十分に行うとともに、必要に応じて、適切

な 温度及び湿度の管理を行うこと。

オ 窓及び出入口は、みだりに開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

カ 排水溝への廃棄物の流出を防ぎ、排水がよく行われるように排水溝の清掃及び補修を行うこと。

キ 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ク 作業場内には、犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、猫、小鳥等の動物を入れないこと。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 衛生保持のため、機械・器具類は、その目的に応じて使用すること。

イ 機械・器具類及び分解した機械・器具類の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

ウ 機械・器具類は、定期的に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。

エ 機械・器具類の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。

オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌又は除菌に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。

カ 布巾、包丁及びまな板は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させて、衛生的に保管すること。

キ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質は、それぞれ明確な表示をし、食品等と区別して所定の場所に保管すること。

ク 施設及び設備の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させて、所定の場所に保管すること。

ケ 手洗設備は、手洗いに適切な洗浄剤、消毒剤等を常に補充し、使用できる状態にしておくこと。

コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

サ 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

(4) ねずみ及び昆虫対策

ア 年2回以上ねずみ、昆虫等の生息調査を実施し、その実施の記録を1年間保存すること。

イ ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除し、その実施の記録を1年間保存すること。

ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

(5) 廃棄物及び排水の取扱い

ア 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、必要に応じて、手順書を作成すること。

- イ 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、常に清潔にしておくこと。
 - ウ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品を取り扱い、又は保管する区域に保管しないこと。
 - エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
 - オ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- (6) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成
- 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合は、法第48条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。
- (7) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成
- ア 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、水素イオン濃度等）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等）、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には、想定する使用方法、消費者層等を記述すること。
 - イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
 - ウ 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。
- (8) 食品等の取扱い
- 次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。
- ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前号アの製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
 - イ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
 - ウ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
 - エ 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準

は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。

オ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、当該モニタリングを十分な頻度で実施すること。当該モニタリングの方法に関する全ての記録は、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

カ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。

キ 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(9) 記録の作成及び保存

ア 前号ア及びイの危害分析、同号ウの重要管理点の決定並びに同号エの管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。

イ 前号オのモニタリング、同号カの改善措置及び同号キの検証について記録を作成し、保存すること。

(10) 使用する水等の管理

ア 水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用し、年1回以上（不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度）水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。

イ 水質検査の結果、飲用に適しないものであることが判明したときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

ウ 貯水槽を使用する場合は、定期的に貯水槽の内外を清掃し、清潔にしておくこと。

エ 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設けてあるときは、常にその装置が正常に作動していることを確認すること。

オ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水からつくとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

カ 営業車のタンクの水は、作業前に入れ替えること。

(11) 食品衛生責任者

ア 営業者は、営業の施設の見やすい場所に食品衛生責任者の標識を掲示しておくこと。

イ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

ウ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに、営業者に対し、必要に応じて、意見を述べること。

エ 営業者は、ウの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

オ 食品衛生責任者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習等の受講により、その資格を得ること。

(12) 講習の受講

営業者又は従事者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習を受講すること。

(13) 回収

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所への報告等の手順を定めること。

イ 回収を行う際は、必要に応じて、消費者への注意喚起等のため、当該回収に関する情報の公表について考慮すること。

(14) 情報の提供

ア 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（当該症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると医師により診断されたものをいう。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所へ速やかに報告すること。

ウ 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所へ速やかに報告すること。

(15) 管理運営要領の作成

営業者は、施設及び食品等の取扱い等に係る管理運営に関する要領を作成し、従事者に周知徹底させること。

(16) 検食の実施

飲食店営業のうち、旅館、弁当屋、仕出し屋その他これらに類する業態において、一連の作業として1回50人食以上又は1日150人食以上を調理した場合は、検食を食事提供後72時間以上保存すること。

2 食品取扱施設等における従事者等の衛生管理

(1) 営業者は、従事者の食品衛生上必要な健康状態を把握すること。

(2) 営業者は、保健所長から従事者に係る検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。

(3) 営業者は、次に掲げる症状を呈している従事者を食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。ただし、皮膚に外傷があつてカに該当しない者にあつては、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うことにより従事させることができる。

ア 黄疸^{だん}

イ 下痢

ウ 腹痛

エ 発熱

オ 発熱を伴う喉の痛み

カ やけど、切り傷その他皮膚の外傷のうち、感染が疑われるもの

キ 耳、目又は鼻からの分泌（病的なものに限る。）

ク 吐き気又はおう吐

- (4) 営業者は、従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
 - (5) 従事者は、作業中は清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、必要に応じて、マスク及び帽子を着用すること。
 - (6) 従事者は、常に爪を短く切り、作業前及び用便後は、手指の洗浄及び消毒を行うこと。
 - (7) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外の場所で次に掲げる行為をしないこと。
 - ア 作業衣等の着替えをすること。
 - イ たばこを吸うこと。
 - ウ つば若しくはたんを吐き、又ははなをかむこと。
 - エ 飲食をすること。
 - オ その他不衛生な行為をすること。
 - (8) 従事者以外の者が食品等を製造し、加工し、又は調理する場所に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、前各号の従事者等の衛生管理に関する規定に従わせること。
- 3 食品取扱施設等における従事者等に対する教育訓練
- (1) 営業者並びに食品衛生管理者及び食品衛生責任者は、従事者に起因する食中毒病因微生物による食品の汚染が防止され、かつ、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように従事者の衛生教育に努めること。
 - (2) 前号の衛生教育には、第1項第1号イ、第5号ア、第8号、第13号ア及び第15号に関する事項を含むものとする。
 - (3) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を必要に応じて実施すること。
- 4 運搬に係る衛生管理
- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品を汚染しないよう常に清潔にし、補修等を行うことにより適切な状態を維持すること。
 - (2) 食品及び食品以外の貨物を混載する場合は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて、食品を適切な容器に入れるなど、食品及び食品以外の貨物の区分けをすること。
 - (3) 運搬中の食品がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
 - (4) 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じて、消毒を行うこと。
 - (5) 未包装の食品を輸送する場合は、必要に応じて、食品の輸送専用の車両、コンテナ等を使用し、当該車両、コンテナ等に食品の輸送専用であることを明示すること。
 - (6) 運搬に当たっては、食品に適切な温度、湿度等の管理に注意すること。
 - (7) 配送時間が長時間に及ばないように配送経路等に留意し、時間の管理に注意すること。

と。

(8) 弁当等にあつては、配送経路及び出荷時間に注意するなど、摂食予定時間を考慮した配送を行うこと。

別表第3を別表第4とし、別表第2第1号オ及び第3号ウ中「1年に1回」を「年1回」に改め、同表第5号ウ(ウ)中「つど」を「都度」に改め、同表第6号ア中「食品衛生上必要な従事者の」を「従事者の食品衛生上必要な」に改め、同号ウ(ウ)中「のど」を「喉」に改め、同表第8号エ中「により」を「により、」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いない場合の基準

1 食品取扱施設等における衛生管理

(1) 一般事項

ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ 施設、設備及び機械・器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じて、手順書を作成すること。

ウ 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、衛生上支障が生じないように維持すること。

イ 作業場には、不必要な物品等を置かないこと。

ウ 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

エ 作業場の採光、照明、換気及び通風を十分に行うとともに、必要に応じて、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

オ 窓及び出入口は、みだりに開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあつては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

カ 排水溝への廃棄物の流出を防ぎ、排水がよく行われるように排水溝の清掃及び補修を行うこと。

キ 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ク 作業場内には、犬（身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、猫、小鳥等の動物を入れないこと。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 衛生保持のため、機械・器具類は、その目的に応じて使用すること。

イ 機械・器具類及び分解した機械・器具類の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

ウ 機械・器具類は、定期的に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。

エ 機械・器具類の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。

- オ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌又は除菌に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- カ 布巾、包丁及びまな板は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させて、衛生的に保管すること。
- キ 洗剤、消毒剤その他化学物質は、それぞれ明確な表示をし、食品等と区別して所定の場所に保管すること。
- ク 施設及び設備の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させて、所定の場所に保管すること。
- ケ 手洗設備は、手洗いに適切な洗剤、消毒剤等を常に補充し、使用できる状態にしておくこと。
- コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- サ 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。
- (4) ねずみ及び昆虫対策
- ア 年2回以上ねずみ、昆虫等の生息調査を実施し、その実施の記録を1年間保存すること。
- イ ねずみ、昆虫等の発生を認めるときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除し、その実施の記録を1年間保存すること。
- ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (5) 廃棄物及び排水の取扱い
- ア 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、必要に応じて、手順書を作成すること。
- イ 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、常に清潔にしておくこと。
- ウ 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品を取り扱い、又は保管する区域に保管しないこと。
- エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- オ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- (6) 食品等の取扱い
- ア 食品又は添加物の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検し、その状況を仕入れ数量、仕入れ年月日等とともに記録し、これを保存するよう努めること。
- イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、製造、加工又は調理に供すること。
- ウ 冷蔵設備内では、相互汚染が生じないように区画して保存すること。
- エ 包装されていない食品（野菜、果物並びに野菜及び果物以外の食品で加工等をして食べるものを除く。）を販売する場合は、衛生的な保管容器に納め、汚染されないように取り扱うこと。
- オ 添加物を使用する場合は、正確に量り、適正に使用すること。

- カ 食品は、当該食品の水分活性、水素イオン濃度、微生物による汚染状況、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存するなど、製造、加工、調理、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- キ 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
- (7) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (イ) 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該従事者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。
- (ロ) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び機械・器具類は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- ク 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じ、適切な順序で使用されるよう配慮すること。
- ケ 容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、かつ、適切な表示を行うことができるものを使用すること。
- コ 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- サ 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講ずること。
- シ 規格基準の定められている食品、添加物等を製造し、又は加工した場合は、その製品について定期的に検査を行い、その記録を1年間保存すること。
- ス 営業車に積載する食品は、原則として、仕込み場所において、あらかじめ調理加工等をしたものとする。
- セ 営業車内における食品の取扱いは、小分け、盛り付け、加熱処理等の簡単な調理加工及び包装を行うことに限ること。
- (7) 使用する水等の管理
- ア 水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用し、年1回以上（不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度）水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。
- イ 水質検査の結果、飲用に適しないものであることが判明したときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- ウ 貯水槽を使用する場合は、定期的に貯水槽の内外を清掃し、清潔にしておくこと。
- エ 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設けてあるときは、常にその装置が正常に作動していることを確認すること。
- オ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水からつくとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- カ 営業車のタンクの水は、作業前に入れ替えること。
- (8) 食品衛生責任者
- ア 営業者は、営業の施設の見やすい場所に食品衛生責任者の標識を掲示しておくこと。
- イ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

ウ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに、営業者に対し、必要に応じて、意見を述べること。

エ 営業者は、ウの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

オ 食品衛生責任者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習等の受講により、その資格を得ること。

(9) 講習の受講

営業者又は従事者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習を受講すること。

(10) 回収

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所への報告等の手順を定めること。

イ 回収を行う際は、必要に応じて、消費者への注意喚起等のため、当該回収に関する情報の公表について考慮すること。

(11) 情報の提供

ア 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（当該症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると医師により診断されたものをいう。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所へ速やかに報告すること。

ウ 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所へ速やかに報告すること。

(12) 管理運営要領の作成

営業者は、施設及び食品等の取扱い等に係る管理運営に関する要領を作成し、従事者に周知徹底させること。

(13) 検食の実施

飲食店営業のうち、旅館、弁当屋、仕出し屋その他これらに類する業態において、一連の作業として1回50人食以上又は1日150人食以上を調理した場合は、検食を食事提供後72時間以上保存すること。

2 食品取扱施設等における従事者等の衛生管理

(1) 営業者は、従事者の食品衛生上必要な健康状態を把握すること。

(2) 営業者は、保健所長から従事者に係る検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。

(3) 営業者は、次に掲げる症状を呈している従事者を食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。ただし、皮膚に外傷があつてカに該当しない者にあつては、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うことにより従事させることができる。

ア 黄疸

- イ 下痢
- ウ 腹痛
- エ 発熱
- オ 発熱を伴う喉の痛み
- カ やけど、切り傷その他皮膚の外傷のうち、感染が疑われるもの
- キ 耳、目又は鼻からの分泌（病的なものに限る。）
- ク 吐き気又はおう吐

(4) 営業者は、従事者が感染症法第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(5) 従事者は、作業中は清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、必要に応じて、マスク及び帽子を着用すること。

(6) 従事者は、常に爪を短く切り、作業前及び用便後は、手指の洗浄及び消毒を行うこと。

(7) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外の場所で次に掲げる行為をしないこと。

ア 作業衣等の着替えをすること。

イ たばこを吸うこと。

ウ つば若しくはたんを吐き、又ははなをかむこと。

エ 飲食をすること。

オ その他不衛生な行為をすること。

(8) 従事者以外の者が食品等を製造し、加工し、又は調理する場所に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、前各号の従事者等の衛生管理に関する規定に従わせること。

3 食品取扱施設等における従事者等に対する教育訓練

(1) 営業者並びに食品衛生管理者及び食品衛生責任者は、従事者に起因する食中毒病因微生物による食品の汚染が防止され、かつ、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように従事者の衛生教育に努めること。

(2) 前号の衛生教育には、第1項第1号イ、第5号ア、第6号カ、第10号ア及び第12号に関する事項を含むものとする。

(3) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を必要に応じて実施すること。

4 運搬に係る衛生管理

(1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品を汚染しないよう常に清潔にし、補修等を行うことにより適切な状態を維持すること。

(2) 食品及び食品以外の貨物を混載する場合は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて、食品を適切な容器に入れるなど、食品及び食品以外の貨物の区分けをすること。

(3) 運搬中の食品がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。

(4) 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用す

- る場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じて、消毒を行うこと。
- (5) 未包装の食品を輸送する場合は、必要に応じて、食品の輸送専用の車両、コンテナ等を使用し、当該車両、コンテナ等に食品の輸送専用であることを明示すること。
- (6) 運搬に当たっては、食品に適切な温度、湿度等の管理に注意すること。
- (7) 配送時間が長時間に及ばないように配送経路等に留意し、時間の管理に注意すること。
- (8) 弁当等にあつては、配送経路及び出荷時間に注意するなど、摂食予定時間を考慮した配送を行うこと。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第26号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「よる」の次に「ほか、次に定めるところによる」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 敷地内移転 同一敷地内における移転をいう。
- (2) 敷地外移転 敷地内移転以外の移転をいう。

第4条第2項第4号中「又は増築」を「、増築又は敷地外移転」に改め、同項第5号中「移転」を「敷地内移転」に改め、同項第13号ウ中「新設」の次に「若しくは敷地外移転」を加え、「移転」を「敷地内移転」に改める。

第6条第1項第1号中「又は新設」を「、新設又は敷地外移転」に改め、同号ウ(ア)中「新築」の次に「又は敷地外移転」を加え、同項第4号中「移転」を「敷地内移転」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第27号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。